

第6期 雲南市農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 令和元年6月20日（木） 13:30～15:45

2. 場 所 市役所5階・全員協議会室

3. 出席委員（17名）

1 番 錦織 邦男	3 番 竹内 勉	4 番 奥田 武	5 番 神田 邦昭
6 番 小山 益男	7 番 山本 裕子	8 番 吉廣 丈晴	9 番 佐藤 博子
10 番 三原 治雄	11 番 吾郷 正司	12 番 高橋美佐子	14 番 三島 輝昭
15 番 柳原 昌広	16 番 嘉本 輝雄	17 番 山本 博子	18 番 内部 武雄
19 番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

2 番 高田 耕 13 番 橋本 博

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 奥井健次 統括主幹 白築 香
主 幹 土江慶彦 主 幹 錦織研吾

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第160号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第161号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第162号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第163号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第164号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第165号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第166号 雲南市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、16名であります。 (1番 錦織邦男委員、中途より出席。よって、17名となる。)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第24回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p><u>日程第1. 議事録署名委員の指名</u>を行ないます。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番吾郷正司委員、12番高橋美佐子委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p><u>日程第2. 諸報告</u>を行います。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）について ・田畑転換届出について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p><u>日程第3. 議案の上程</u>を行ないます。それでは最初に、「<u>議第160号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書8ページ「議第160号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。</p> <p>9ページをご覧ください。図面は最初のページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 田、現況 荒廃農地、面積は277㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は□□□、非農地の事由は「農道用地として取得したが、当該地番は保安林の部分指定地となっており、一度保安林に地目変更してから保安林解除を行う必要があるため。」ということです。令和元年6月3日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△ほか1筆、地目はいずれも登記簿 田、現況 荒廃農地、面積は合計1,155㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇県〇〇市の□□□□さん、非農地の事由は「遠方に居住し耕作が困難となったため、平成15年ごろより耕作しておらず山林原野化してしまった。」ということです。令和元年6月4日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願ひします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。</p> <p>「議第160号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第160号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第161号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ「議第161号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を説明します。11ページをご覧ください。図面については9ページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>申請番号1～9番、〇〇町〇〇地区については、地目田4筆、畑5筆の合計9筆、関係者は2名で合計面積は5,458㎡です。令和元年5月15日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願ひします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第161号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第161号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「<u>議第162号農地法第3条の規定による許可申請について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ「議第162号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。今回5件の申請が出ております。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。資料は13ページとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目は登記簿現況ともに畑が2筆で、合計面積は105㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため。」ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり500,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△ほか3筆。地目は登記簿田、現況畑が4筆で、合計面積は2,133㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の亡□□□□相続財産管理人□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「所有者が死亡し、相続人が不存在で、現在相続財産管理人が選任され所有地の整理が必要なため。」ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「所有者死亡後、相続財産管理人より売却の申出があり、このたび土地を買い受けることとなった。」ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり328,000円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>なお、本案件は、議第165号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」の申請番号1番の借受人と同じであり、これにより農地取得下限面積要件を満たすこととなります。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は1,419㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「遠方に居住しており管理が出来ない為。」ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「農地付き空き家制度を利用する為。」ということです。</p> <p>土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>なお、今後となりますが、〇〇委員さんによる△△さんへの面談を計画することとしています。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△ほか14筆。地目は登記簿現況ともに田が10筆、畑が5筆で、合計面積は14,132㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に貸付する。」ということです。</p> <p>借受人は息子さんで〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「申請地を借受け、農業経営を主宰する。」ということです。農業者年金受給者で、再設定されるものです。</p> <p>確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は258㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「高齢化し耕作・管理が困難になり、譲受人宅の至近地にある申請地の譲渡を申し出た。」ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。</p> <p>土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。</p> <p>したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>あのね事務局。さっき、今後〇〇委員さんが△△さんと面談すると言っていたが、これについて、説明をしてあげてください。何のことかわからないと思われるので。</p>
事務局	<p>議案書14ページの申請番号3番の〇〇町〇〇の3条の無償移転の件につきまして、再度説明をいたします。</p> <p>今回、譲受人として△△△△さんということで、空き家付き農地制度を利用して農地を取得するという事です。</p> <p>これまで、空き家付き農地を取得された方は、多数いらっしゃいます。そういった方々に向けて先般アンケート調査を行いました。その結果は、もう皆さんお分かりいただいているところ。その中で、農地をもらわれた方が、なかなか農地の使い方が分からないとかですね、機械の使い方が分からないとか、何を作っていいかわからないとか、そういったような声が、不安があるということがアンケート調査でわかったと</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ころでございます。</p> <p>そういった方に、やはり地元で住んでいただくメリットといたしましては、地元の農業委員さんや推進委員さんに何か繋がりをもっていただければと何かわからないことがあれば、いろいろな相談に乗っていただけるのではないかと、というようなことを思いまして、先ほど説明しましたが、〇〇委員さんと△△さんへの面談を通して顔見知りになっていただきまして、今後いろんな相談にのっていただけたらと思っております。</p> <p>このことにつきましては、本日その他事項でも説明資料を用意しておりますので、またその時でもご説明をしたいと思います。</p>
議 長	<p>はい。他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第162号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第162号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「<u>議第163号農地法第4条の規定による許可申請について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ「議第163号農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。17ページをご覧ください。</p> <p>図面は、32ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目はいずれも登記簿・現況ともに畑で申請面積は19.91㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を移転されます。</p> <p>転用理由は「現在の墓地は遠方にあり、周辺の山林は荒廃し維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。」とのことです。</p> <p>農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。</p> <p>許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目はいずれも登記簿田、現況宅地で申請面積は390㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で農業用倉庫1棟126.67㎡と車庫1棟48.00㎡を整備されます。</p> <p>転用理由は「農業用倉庫及び車庫を整備したい。」とのことです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>始末書が提出されており「農地法の認識不足から当該申請地に農業用倉庫及び車庫を建築してしまった」とのことです。</p> <p>農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>なお、本案件は第1種農地に該当することから、島根県農業会議の常設審議委員会への諮問が必要な案件です。</p> <p>農地区分は、「土地改良事業等の農業公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される」場合の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。申請番号2番について、この度□□□□さんより始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>「この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△及び△△-△の土地は田でしたが、農用地区域の変更申出の手続きは行いましたが、認識不足により事前着工し農業用倉庫及び車庫を建築して利用してまいりました。</p> <p>本来なら、農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足からこのようなことになり申し訳ありません。農地法他関係法令を遵守し今後は同様のことがないよう誓約いたします。」</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議 長	<p>ほかに補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第163号農地法第4条の規定による許可申請について」、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第163号農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号1番について、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第163号農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号2番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議 常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「<u>議第164号農地法第5条の規定による許可申請について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ「議第164号農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。今回2件の申請が出ております。</p> <p>議案書19ページをご覧ください。資料は42ページとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△ほか1筆。地目は登記簿田、現況畑で、合計面積は339㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、居宅1棟84㎡を建築されます。</p> <p>転用事由は「現在借家住まいであり申請地に新築する。」ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり20,649千円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域」に指定されており、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△ほか3筆。地目は登記簿・現況ともに田が2筆、畑が2筆で、合計面積は1,328㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんほか2名、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△理事長△△△△さんです。</p> <p>転用目的は、住宅用地で、住宅用地2区画分を整備されます。</p> <p>転用理由は「公有地の拡大の推進に関する法律及び雲南市定住施策に基づき住宅用地を造成し、代替地及び公募による分譲を行う。」ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり20,512千円。確認は〇〇委員さんと〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は申請番号1番に同じ、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
9 番	<p>9番〇〇です。申請番号2番につきまして、〇〇委員さんと二人で現地確認を行いました。場所は、48ページの地図をご覧くださいとおおり、〇〇〇よりずっと下、住宅が最近増加しつつある場所でございます。</p> <p>△△△△の住宅用地ということで、4筆出ております。</p> <p>現地を確認いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第164号農地法第5条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第164号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「<u>議第165号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ「議第165号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。</p> <p>議案書22ページをご覧ください。</p> <p>今回の設定件数は11件。内訳は〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町8件です。</p> <p>借り受け戸数は2戸となります。</p> <p>中間管理機構の借り受け分は、議案書23ページの番号2番から26ページの番号11番までとなります。</p> <p>中間管理機構からの転貸予定先は、〇〇町分が「農事組合法人□□□」さん、〇〇町分が「社会福祉法人□□□」さん、〇〇町分が「農事組合法人□□□」さんです。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時20分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p>・・・ (休憩) ・・・</p> <p>(協議：大東町、加茂町、三刀屋町、吉田町 【無・・・木次町、掛合町】)</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>最初に、〇〇町より順次発表願います。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。〇〇町は、1番の新規が1件ございますが、利用権設定を受けられた□□□□さんという方ですが、41歳と若い方で〇〇町出身の方でそのあとUターンされて、農業をやりたいと、非常に農業に対する意欲をもっとられる方です。3条で出てきた□□さん、もう亡くなられたのですが、その方とその土地でいっしょに野菜</p>

発信者	議 事 録 要 旨
6 番	<p>を作ってやっておられましたけど、相棒が亡くなってしまって、それでそこを買ってくれんかという話で、本人はまあ買いたいんだけど、手続きされようとしたんだけど、なにせ農地がない方で、買えないということがわかりまして、それからいろいろ聞きに来られ、経営基盤の利用権設定の方で、一方では△△さんの畑で野菜を作っておられました。そういうことで、△△さんと正式に利用権設定を結べば農地取得ができるんじゃないかということで、農業委員会事務局へいろいろ相談してみられてはどうですかと話をしてみました。そういう結果もあって、利用権設定、3条とあわせて許可妥当ということで、よろしく願います。</p>
議 長 1 6 番	<p>次に、〇〇町願います。</p> <p>1 6 番〇〇です。利用権の設定を受けるものが農業法人ということでございまして、しかも再設定ということでございまして、妥当と判断いたしました。よろしく願います。</p>
議 長 9 番	<p>次に、〇〇町願います。</p> <p>9 番〇〇です。申請番号3の土地ですが、〇〇工房さん、周辺の土地で給食用の野菜作りとかしておられるところです。妥当と判断いたしました。よろしく願います。</p>
議 長 3 番	<p>次に、〇〇町願います。</p> <p>3 番〇〇です。〇〇町ですけれども、法人□□□さん、再設定4件で新規が3件、いずれも農地中間管理機構をとおして集約されるということで、妥当と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第165号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第165号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として、市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長 事務局	<p>次に、「<u>議第166号雲南市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書27ページ「議第166号 雲南市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について」提出のあった案件について説明をいたします。</p> <p>28ページをご覧ください。併せまして新旧対応表を32ページから、改正後の最終的な実施要領を36ページから掲載しておりますのでご覧ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>今回の改正でございますが、農地パトロールの期間や、農地法の改正に伴う農地パトロールの実施対象の内容や農地中間管理機構等への通知などに関する修正を行っています。また平成29年7月20日に新たな農業委員会制度に移行したことに伴う農地利用最適化推進委員の追加、また平成31年3月をもって雲南市耕作放棄地解消対策協議会が解散されたことに伴う同協議会の削除等を行っています。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第166号雲南市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について」は、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第166号雲南市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正について」は、提案のとおり制定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p><u>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</u></p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p>
事務局	<p>※その他事項について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業委員視察研修について (2) 令和2年度「雲南市農業振興施策に関する意見書」について (3) 農用地利用権設定等申出書の見直しについて (4) 農業振興地域整備計画の見直しについて (5) 空き家付き農地を取得される方への聞き取りシートについて (6) 令和2年7月雲南市農業委員会委員の改選について <p>※第25回総会開催日程等について</p> <p>○7月の第25回総会は、7月24日(水)午後1時30分より、市役所3階・301会議室で開催します。</p> <p>それでは、これにて全ての日程を終了いたします。お疲れ様でございました。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____